

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年12月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100294号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100062号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年3月30日から昭和56年8月1日まで
昭和50年3月30日からA社に正社員として入社し、昭和58年10月まで継続して勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の記録がないのはおかしいので、調査の上、当該期間について記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の慰安旅行の写真、請求者自身の結婚式の写真及び芳名録並びに複数の同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、請求期間当時、請求者が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求期間当時の事業主が亡くなっている上、賃金台帳等の資料がないため、請求者の在籍状況及び請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除を含め社会保険の取扱いは不明である旨回答及び陳述している。

また、請求期間当時、A社における厚生年金保険被保険者資格のある者のうち、照会可能な28人の同僚に照会し、19人から回答及び陳述を得ることができたが、請求期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて具体的な回答は得られず、当該期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認又は推認できる資料は得られなかった上、複数の同僚は入社後すぐに厚生年金保険に加入していなかったと回答していることから、同社では必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答しており、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100333号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100063号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年5月1日から同年7月1日まで

私は、請求期間においてA社に勤務したと記憶しているが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社に勤務していた旨主張しているが、請求者の請求期間に係る雇用保険の加入記録はない上、B社は、A社に係る資料は保存しておらず、請求者の勤務について不明である旨回答しており、請求者の同社に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者はA社の寮で同室であった同僚の姓のみを憶えているが、同社に係るオンライン記録では、請求期間において当該姓の同僚は見当たらない上、請求期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、請求者を記憶している者はいないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求期間において整理番号に欠番はなく、同社において請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した形跡もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。